

宇都宮市人権施策推進指針懇談会第1回会議会議録

- 1 日 時 平成15年10月28日(火)午後3時から午後4時52分まで
- 2 場 所 宇都宮市役所14階D会議室
- 3 出席者 坂本千代子委員, 伊達悦子委員, 増井瑞穂委員, 横島 章委員, 上野弘一委員, 齋藤正信委員, 高橋勝也委員, 和田献一委員, 柿沼 賢委員, 鎌倉三郎委員, 小林 孝委員, 小林保子委員, 近藤貴子委員, 佐藤英雄委員, ディアス・クリサンタ委員, 中村明美委員, 浜野 修委員, 星 紀彦委員, 間庭秀夫委員, 高澤 満委員
(欠席委員 鈴木勇二委員, 山崎富子委員)
事務局 河原行政経営部長, 五井潤行政経営部次長, 渡辺行政経営課長, 手塚行政経営課統括グループリーダー, 菊池グループリーダーほか1名
- 4 議 題 (1) 会長及び副会長の選出について
(2) 会議及び会議録の公開について
(3) 指針素案の概要(第1章)について
(4) 今後の会議日程について
(5) その他

1 開会(午後3時)

- ・ 河原行政経営部長が開会に当たって挨拶
- ・ 手塚行政経営課統括グループリーダーが委員を紹介【別添資料1参照】
- ・ 事務局が自己紹介

2 議事

(1) 会長及び副会長の選出について【別添資料2参照】

- ・ 年長者である小林 孝委員を仮議長に選出
- ・ 仮議長の議事進行により, 横島委員を会長に選出
- ・ 会長の議事進行により, 坂本委員を副会長に選出

2 議事

(2) 会議及び会議録の公開について【別添資料3参照】

- ・ 事務局説明の後、裁決し、会議及び会議録を公開することに決する。
- ・ 会議公開に必要な傍聴要領等の作成については、会長に一任された。

2 議事

(3) 指針素案の概要（第1章）について

- ・ 事務局から別添別紙、参考資料1から5-2に基づき指針素案の概要（第1章）について説明

会長 どうも、ごくろうさまでした。多岐に渡った説明ですので、どこから質問していいか整理しにくいので、今日は、皆様方それぞれのお立場からのご質問、ご意見をいただければ、それでいいのではないかと思います。どうぞ、ご自由にご発言等をお願いいたします。

A委員 まず、別紙の1ページですけれども、第4章の重要課題への対応で、6番目に感染症患者等と、7番目に外国人となっているが、5番目までの流れというのは、国の行動計画の順序に準じていますが、6番目のところから変わってしまっている。

今は、国際化の時代ですし、栃木県内における外国人の数も、今現在3万人で、人口の1パーセント強いる。

こういった観点からすると、感染症患者等の人数は正確につかめていませんが、そういった人たちの人数を考えてみれば、ここだけ違える必要はないのではないか。

したがって、3ページの(4)指針策定の必要性の2つ目の文の2行目、そこも感染症患者等と外国人も入れ替えていいのではないかという感じがします。

それから、2点目としては、2ページの2つ目の文で、第11条が出されていますけれども、これは、まさに、人権の保障条文ではないかと思えますけ

れども、ただ、97条の最高法規性については、これは、どちらかという
と、ここでは国民の基本的人権を保障していると書いてありますけれども、
国に対する最高法規性、憲法の10章の場合はですね、これは国が過去の世
界大戦等を踏まえて、その反省の形でできた内容ではないかという感じがし
ますので、こちらでは保障という言葉ではなくて、たとえば基本的人権の最
高法規性を示しているとかいう言葉のほうがすっきりするのではないでしょ
うか。

これについては、専門の方がいらっしゃいますので、後ほど、ご意見をお
伺いできればと考えています。

それから、3ページですけれども、(3)の上から3行目ですが、中ほどに啓
発活動や、学校、地域社会におけるということで教育活動があとにきてい
る。

今までの流れが全部教育が先にきていて、法律も教育、啓発という形で流
れていますから、ここも入れ替えするのがいいのかなという感じがいたしま
す。

それから、「しかし」の後で、4行目に「4割」と「割」という言葉を使
っていますけれども、参考資料を見ますとパーセンテージなんですね。

ですから、ここもパーセンテージにした方が判りやすいかと思えます。

会長 こちらで、止めておきますか。判らなくなってしまうから、また、後
でよろしいですか。

A委員 あと1点重要なことなので、引き続きいいですか。

会長 どうぞ。

A委員 5ページの(1)に「23」にのぼると記載してありますが、昨日、私が外務
省に確認いたしました。現在、「27」の人権に関する条約があるという

ことでした。

日本では、現在、11の条約を締結しているが、ここは、「27」に訂正していただきたいと思います。

会長 どうもありがとうございます。

A委員 昨日、ファックスを送っていただいております。

10月13日現在ということで、国連が中心となって作成した人権関係条約ということで、ファックスいただいております。

会長 そうですか。ありがとうございます。

途中ですけれども、B委員が今お見えになりましたので、一言ご挨拶お願いいたします。

B委員 Bでございます。今日は授業がありましたので、遅れてしまいました。大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、今、A委員からいくつかのご質問等がございました。

「23」は「27」と訂正することといたしまして、あとのところにつきまして、関連してご発言をいただければと思います。

事務局 それでは、ただいまの、A委員のご質問に、順次お答えしたいと思います。

まず、1ページ目の第4章重要課題への対応の中で、感染症患者等と外国人の順番の問題ですが、1から6までは国内の問題として捉えております。

その順番は、対象者が多い順に並べております。

結果的に国とほぼ同様になっていると思います。

7番目の外国人につきましては、国際問題というようなことで、後ろにも

ってまいりました。

国内問題を前に、国際的な問題をその後ろにというように考えたところがあります。

2 ページ目の、憲法 9 7 条につきましては、委員の中に法律に詳しい方がおりますので、お考えを伺いたいと考えております。

それから、3 ページ目の上から 3 行目の啓発活動と教育活動の順番ですが、これは、A 委員のご指摘のように、教育活動を前にもっていきたいと思います。

人権教育・啓発というような流れもありますので、ここは、入れ替えたいと思います。

それから、「割」というところも、パーセンテージに改めたいと思います。

それから、5 ページのところは、大変失礼いたしました。

採択した条約の数は「27」とご指摘がありましたので、そのように訂正していきたいと思えます。以上です。

会長 ちよつと資料が古かつたんですね。

それでは、C 委員、ご指名ですので、なにかご発言ありますか。

C 委員 憲法の 9 7 条は、最高法規性に関するの条文ですから、ここに上げるのは相応しくないと思えますが、私としては、どちらでもいいと思えます。

人権に関する総括的な内容としては、11 条があるわけですけれども、それと並んで 9 7 条を上げて、上げなくても、どちらでもかまわないと思えます。

確かに、9 7 条は、憲法というものはこういった基本的人権を保障しているがゆえに最高法規なんだということがいいたい条文だと思うのですが、た

だ、ここでもまた、重ねて、その基本的人権は侵すことのできない、永久の権利として信託されたものであると11条と並んで述べていますので、ここで、あえて、2つならべてもおかしくはないと思います。

会長 私の感想ですけれども、97条をうしろにもってきて、13条、14条等に触れたあとで、97条を入れた方が、判りやすいですね。少なくとも。

C委員 並べる順番は、そうなりますね。

会長 そのように、工夫して、変えたらいかがですか。

それから、A委員の順番についてのご意見に対する事務局の説明についてはいかがですか。

女性、子ども、高齢者、1つ大きな問題は、5番目の同和問題です。

同和問題はですね、国の施策では、5番目にありますけれども、栃木県の同和対策審議会答申が、一昨年10月3日に出されましたが、そこでは、1番目にあげたように、それなりの事情で変更してある。

だから、宇都宮市がこういう案を出されるのは当然、自由なことだと思いますが、皆様方のご意見を伺いたいと思います。

D委員 今回の、外国人に関する説明で、国内を先に、国際を後にという説明でした。

私が気になっているのは、最初の人権の概念のところ、こだわりのようになります。

つまり、この中では、指針の目標、4ページのところでは、「すべての人」と記載してありますが、それと国際条約は、これは「すべての人」と、例外なくと、国籍による差別というものは、厳しく批判されているというのが現実で、ここに、日本国憲法は「国民」というふうに書かれてあって、これは国際条約との整合性をはかる意味で、「すべての人」というふうな考え

ていくということからすると、ここで人権を議論する流れは、やはり「すべての人」として、外国人も例外ではなく、含むという形で、国内的に、あるいは、宇都宮市域として考えていくということの方が、筋道は立つと思う。

ただ、ここで、国内と国際というような整理の仕方をしてしまうと、今まで、日本の社会は、外国籍者に対して排除してきた歴史がありますし、現在も、制度の中で排除しているものがたくさんあります。

そのことが意識にあれば、やはり、「すべての人」という形で考えて、外国人のところについても、包括的に考えるという方が、人権の概念としては、条約の流れに合致しているというふうに整理した方がいいと思います。

会長 いかがでしょうか、今のD委員のご発言に関しまして。

E委員 全く同じ考えです。

ここで、国内だとか国際だとか分けてしまうことの方が、おかしいのかなと思う。

C委員 ただ、ここでは、並べる順番で序列をつけているわけではないと思うので、どの方々の問題も等しく扱うという意味で、私はそんな順番にはこだわらなくてもよろしいんじゃないかと思います。

会長 ただ、どうでしょうか、法律の文言をつくる際にも、順番にはそれなりに考えてバランスを保つのではないのでしょうか。

C委員 それもありますけれども、ただ、じゃあ、6番より7番の方のほうが劣後するのかというと、そうではありませんよね。

会長 そうですね。ただ、順番に関しましては、順番が重要だと受け止める人もいます。そんなことも考えて、順番がつくられているわけで、今、この順番がこのままならそれでいいんだけど、市の説明が理論的にちょっと不十分だということで、今、議論が出てきている。

事務局

市の方でどうぞ。

先ほどの説明の中で、外国人が人権の対象外になるということでは考えていません。

外国人も日本人も同じ、等しく人権が保障されるべきだという考えをもっていたなかで、委員がおっしゃられた形での、並べ方の問題なんですね。

宇都宮市においては、どういった形で並べたほうが一番いいのだろうかということ、確かに県におきましては、同和問題を1番目においていますし、各自治体によりまして、そういう形で置いているところもあります。

宇都宮市におきましては、まずは、日本人、そして外国人と分けていったほうがいいのではないのでしょうか。

ただ、では外国人はどこにもっていくかということになったとき、例えば、子どもの次か、高齢者の次かということになり、また議論が起きることになる。

私どもの整理は、こういった形でしたところでは。

D委員

今の説明になるから、私はこだわっている。

要するに、日本人、外国人というふうにして、この国の施策は外国人の権利を排除することを合理的差別とやってきた経緯がある。

差別には不当な差別と合理的な差別があって、外国籍者の人権を保障しない様々な施策が裁判になったときに、これを排除するのは合理的差別であるといってきた経緯がある。

そのときに、日本人は、外国人はという議論が出てきた。

ですから、それを克服するのに、「すべての人」という概念で括りましょうということになったわけですから、そのところをこだわっている。

そうでないと、外国籍者に対する施策が十分でないという問題もでてく

る。

それは、人権侵害になるのではないかというわけで、国際条約が出てくるわけです。

国内にいる住民が等しくという発想のほうが議論としては適当である。

ここを意識して欲しいから、先ほど提案した。

会長 事務局、いかがですか。

F委員 議事の進行について、よろしいですか。

会長 どうぞ。

F委員 今、順番の問題がとりあげられていますが、私としては、結論的に順番はこだわってはいないのですが、今、議論を聞いていますと、人間全部といたしますか、人類全体を含んだ人権問題だという捉え方と、事務局のほうではむしろ、日本人と外国人と、説明が悪かったのかもしれませんが、そういう極端なことで説明したのではないと思う。

いずれにしろ、今日、どちらかに順番を決めるということではないと思うので、あと3回会議がありますので、今は、こういった議論があったということは承知しましたが、それを最終的にここで決めなくてもよろしいのではないかと思います。

会長 今、ここで決めようとは思いませんけれども、一応、事務局のほうのお話を承りまして、後で、直すことになると思いますが、どうのご意見かをお聴きして、次に移りたいと思います。

事務局 ご指摘いただきました部分については、再度調整いたしまして、次回に出していただきたいと思います。

会長 また、あとで議論したいと思います。

ちょっと難しくなってしまいましたが、全体については、また、議論しな

くてはいけないと思いますが、この重要課題への対応を7つだけに切っているのか、そこに含みを残してですね、「その他」等で一言入れておいた方がいいのではないかというような議論が、当然生じてきますよね。

だから、ここは、一番重要なところだと思いますので、今後とも議論がなされると思いますので、事務局も対応していただきたいと思います。

では、ほかにどうぞ。

G委員 ちよっと判らないのですが、同和問題は外国人の問題であれば、この7番はいらないのではないのでしょうか。

会長 同和問題というのは、被差別部落という差別を受ける一部の日本人の人がいるのですが、その人の問題です。

なかなか理解されにくい問題です。

先ほど発言されました委員は、その問題のリーダーでもありますし、こちらにおられるL委員も団体の代表ということで、その仕事をされている方です。

D委員 憲法の13条から並べてあって、これは自由権的な権利の部分と、25条は社会権的な権利の部分ですが、人権の意識の高揚ないしは人権教育の流れだと、自由権的保障の方に比重があると思うのですけれども、25条のように健康であるとか、生活の保障であるとか、あるいは年金とか介護とか、そういうところに関わって、政策が展開されていると思うのですが、その場合に、人権がどの水準で保障されるべきなのかということを含むということであれば、市の施策そのものの中で行われているものが、そこに抵触するものが出てくるのではないかということも、検討の中に入ると理解してよろしいのでしょうか。

たとえばですね、障害者の場合には、ノーマライゼーションという概念が

ありますが、これは分離するということに対して、ノーマライゼーション、統合するという概念が出てきます。

学校の場合でも障害児を養護学校のように分離ということと、統合しなければいけないという概念が出てきますから、政策はそういうことに触れます。

あるいは、生活保護の場合も、介護保険とか健康保険とかも加えると10万円ぐらい出ますけれども、そうするとフルペンションの年金でもそれより低いわけです。自分の保険を40年も積んだとしても。

あるいは、年金がない人もいますし、低額年金の人もいます。

こういったものに関しても、人権のテーマとして検討の中に入ると理解している。

つまり、市民に対して、人権意識の高揚とか教育といっても、市民の側の政策は検討の中に入らないということで、憲法25条の生存権の保障にも触れていくということが、この文章の中からは読み取れないので、気になっているので質問をしています。

事務局

人権の定義の中で、25条を記載したというのは、前段で自由権について多く述べていますが、人権の定義の中で、人権とは何ぞやということで、こういう形で載せたところであります。

今回、私どもで作ろうとしている人権施策推進指針といいますのは、あくまでも人権が尊重された社会のために、個人の意識啓発といいますか、人権が尊重されるように意識啓発のために行政として、あるいはそれぞれの分野において、人権教育、啓発に関する施策といいますか、実施する責務ということで、人権教育、啓発ということに力点を置いてまして、D委員がおっしゃるような生存権を尊重する社会の実現というところまでは考えておりませ

ん。

D委員

とすると、この国には、人権擁護委員制度というのがありますが、人権擁護委員さんがこれは人権侵害であるとか、これは人権擁護する必要があると判断しなければいけないのだが、そのときに、人権侵害だという判断基準をどういうふうを持つのかということは、非常に重要なことである。

私は、人権擁護委員さんが不真面目だから機能しなかったということではなくて、一生懸命やろうとしても、何が人権侵害なのかよく判らない状況があったと思う。

そうすると、人権教育や啓発をやるときに、その内容が重要となってくる。

ただ、人権を守りなさいというだけではだめである。

例えば、障害者の人権を守りなさいといったときに、ノーマライゼーションなんですと、内容を提示しないと人権教育、啓発にならない。

あるいは、高齢者の場合も、国連の5原則として、自立、参加、ケア、自己実現、尊厳がありますが、内容はこういったことですと、高齢者の介護のときに、この5原則をきちんと、今の日本の介護制度は実行しているかということが判断材料となる。

内容の議論がどうしても必要になってくると思う。

人権教育・啓発をやるにしても、何をそこで教育し、啓発するのかというのは、人権に関わる基準、守らなければならない基準というものは提示しないと内容が空虚なものになってしまう。

A委員

D委員のおっしゃることも判りますけれども、ここでは、あくまで「人権とはどういうことか」と、人権の概念を説明しているわけで、憲法の中にはこういうものが出ているんだよということが示されているんじゃないかとい

うことであって、D委員が今言われた内容については、どちらかというと施策の中の問題である。

あくまでもここは、人権とはという趣旨説明ならば、今の書き方自体がいいのかは判りませんが、話題がそこまで進まなくてもいいのではないかと思います。

会長

ひとつ、意見としてD委員の意見をお聴きすることとして、今のA委員の発言のような形で受け止めたいと思います。

人権とはということで、文書を書いたときにはとっても難しい。

何を、どう書いたらいいか、判らない。

どこからか引き抜いてくるより仕方がなくて、人権の内容を文書にするというのは、至難の業という気がします。

だから、このところは、軽くまとめた形にして、あとの具体的などころではっきりさせていくということは必要でしょうね。

そんなところで、D委員の発言は収めたいと思います。

ほかにどうぞ。

憲法論議になり、難しくなりましたが、もっと個別的なことでもご発言ください。

A委員

5ページの(2)国内での人権尊重の取組のところでお聞きしたいのですけれども、2つ目の文章で、平成7年に「人権教育のための国連10年推進本部」という形で書いてありますが、できることなら、本部の重みを訴えるために、国の方でも内閣総理大臣を本部長とすると書いてありますので、こちらにもはっきりと入れた方がいいのかと思います。

それと、3つ目の文章で、また以下の行ですが、人権の擁護に資することを目的にということで、これは人権教育及び人権啓発の推進に関する法律か

らきているわけですが、法律では、あくまでも、人権教育、啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、そして、もって人権の擁護に資することとしたという形になっている。

ですから、主体は、人権教育、啓発なんですね。

こちらの案を見ますと、人権の擁護に資することを目的にということで、目的の主体が先に人権の擁護にきてしまうので、若干ニュアンスが違ってしまっている。

法律の内容からしますと、第1条では、もって人権の擁護に資すると書いてあるわけですから、やはり、ここは、法律のような形に直すのがベターなのかなという感じがします。

会長

これも検討課題ですね。事務局で検討してください。

この法律については、今日資料で用意してありますけれども、皆様方ご案内のとおり平成12年のこの法律は森内閣不信任の野党の提案に対しまして加藤元自民党幹事長がいわゆる加藤の乱を起こしたときに、不信任案が不成立になった国会の最後の日に一括上程されて、通ったもので、それは11月の末でしたけれども、12月の初めから施行されたという法律です。

私は、あのとき乱が成功するか法案がつぶれるかということに気をつけてまして、印象に残っていますので、ついでながら申し上げておきます。

ほかにご意見どうぞ。

H委員

確認なんですが、国内と国際の関係のところに戻って恐縮ですが、1ページの第4章の6番目の感染症患者等のところですが、先ほど、1から6まで含めた「等」なんですか。それとも6感染症患者に対する「等」なんですか。

会長 なるほど。

これは、H I Vとハンセン病を含めて、2つで「等」としたのではないで
しょうか。

事務局 それとですね、本人だけではなくて、家族の方も含めております。

この後具体的に、第2章以下個別の課題に入ったときに、ご説明いたしま
すが、ハンセン氏病患者だけではなくて、その家族、H I V感染者とその家
族と、これらの人が「等」に入っています。

会長 よろしいですか。

H委員 はい。

それと、3ページの下から2行目に「総体的な基本的考え方」というと
ころですが、「総体的な」というのは、基本的考え方にかかるのか、基本的
考え方や施策の基本方向を含めて「総体的」なのかがわかりづらい。

というのは、基本的考え方を総体的に表すのか、基本方針を総体的に明示
する必要があるとした方が判りやすいのかと思う。

事務局 この部分は、「市総体として」という意味で記載した。

誤解を生じる表現ですが、市総体として人権の考え方とか施策の基本方向
を明示する必要があると考えている。

これまで、各課個別に様々な人権に関する取組を行ってきたが、全体とし
て、市全体として基本的考え方などをまとめていきたいという意味でありま
す。

会長 この部分は、疑問が生じたところでありますので、文言を修正してはいか
がですか。

整理するということではなくて、化粧直しするという程度でどうですか。

事務局 検討します。

D委員

市全体としてという意味で説明しますけれども、もうちょっとデリケートな問題があるわけで、例えば、女性、子ども、高齢者と並んでいますが、女性の中には部落出身者もいるわけで、高齢者の中にも女性がいて、こういうふうにと考えると、単発的にこれは女性、これは子どもと割りきれない。

そういう意味で、総合的に、あるいは複合的に様々な属性がからんでくる。

これは、国の縦割り行政の弊害があるのかもしれませんが、そういうふうに分けてしまいますと、生きている、生活している我々は、国の省庁別に生きているわけではないですから、トータルに生きているわけで、そうすると、やっぱり、高齢者であり、女性であり、障害者であることもありえる。

そういう意味での複合性というものも含めて、市の方の総合性というものも意味は判らないわけではないが、こういうテーマが実は複合的にあるということも含めるような形で、議論してもらう方が、私は状況にあうと思う。

会長

それは次の段階かもしれませんね。

確かにそうですね。

それは意見として聴いておいてください。

市の方とすれば、縦割り行政ではなくて、できるだけ総合的に処理したい、対応したいということでしょう。

個々の分野に入った方が皆様方それぞれのお立場からご発言しやすいと思いますけれども、全体像に関しまして随分ご説明いただきましたので、そのときの感想等についても、この際、ご意見として出しておいた方がよろしいかと思えます。

市の方も一応意見であるので全部聴く必要はないですけど、参考になる

ものは聴いてください。

事務局 進め方の問題で、第1章をご議論いただいておりますが、また個別に第2章からご検討いただくわけですが、そのときまた、再度第1章に戻る形で進行されてもよろしいのかと思います。

会長 当然でしょうね。
完全に分けて議論するのではなくて、主としてそこを議論する。
関連すれば前にいたり、後ろにいたりするということですね。

I 委員 いいですか。
私も新米なので具体的なことはまだいえないのですが、「行政経営課」というこの課が新設されたのではないかと思うのですが、違いますか。

事務局 今年の4月に、これまでの総務部総務課という名称が行政経営部行政経営課と改められました。

これは、これまでの行政を運営していくという発想から、企業の経営理念を取り入れた成果重視の行政経営を行っていく必要があるのではないかといいことで、行政経営課という名称に改めたところです。

I 委員 先ほど問題となった3ページの指針策定の必要性の中の、各課でそれぞれ担当で個別にやっていたものを総合的にいえる課が生れて、非常に市にとっては画期的なことではないかと思う。

今までですと、たとえば、なんで生活福祉課のある一係が、人権擁護委員関係のことを担当しているのかと疑問に思ったりすることが多々ありました。

全体を覆えるような課があればいい、そういうところで担当してしてもらえばいいと常々話題に上がっていました。

今回こういう課が、市全体の総合的な施策を行い、基本方向を示すこと

は、非常に画期的なことだと思う。

そういう意味で、指針策定の必要性の中に、もう少し、こういった意味のことを強調して書かれてもいいのではないかと思う。

会長 総合的に対処するというところで、ある程度は、全体像に関わるでしょうね。

事務局 これまでの宇都宮市としましては、女性に対する暴力などについては、男女共同参画課が中心となって啓発事業等を行ってまいりました。

子どもに対する虐待等につきましては、児童福祉課が担当してきましたし、同和問題につきましては、行政経営課が担当しております。

これまでも、きちんと対応はしてきたのですが、策定の必要性のところに記載されていますとおり、人権が尊重される社会づくりが、今後益々必要であろうと、これからは、宇都宮市として基本的な考え方、指針をきちんとまとめた上で、これまで以上に各課が事業を進めていく。

そのまとめ役として、行政経営課の中に、人権、平和担当が今年できまして、そこで、今回、市役所の中をまとめる役割を担っているわけです。

したがって、今、人権擁護委員の担当が生活福祉課にあるとのことでしたが、基本的にはこの指針にのっとりまして、各課が事業を行っていくことは、これからも、変わりません。

ただ、これまで以上に横の連絡をとりながら、基本的な考え方にのっとり、教育、啓発を中心にやっていきたいと思いますということで、この指針を是非ともつくりたいということで、始まったわけでありまして。

会長 4月発足ですね。

事務局 はい。

会長 そうですか。

総務課というあたりまえの表示ですけれども、行政経営課となるとピンとこなかったですね、初めてお聞きしたときは。

それでは、皆さん、引き続きどうぞ。

J委員

2ページの1の(2)の人権が尊重される社会づくりの必要性のところは、100パーセントそのとおりだと思うのですが、ただ、今、なお書きのところにありますように、人権という名のもとに自己に権利のみを強く主張する傾向がみられるとか、1文目の中に「権利行使に伴う責任を自覚し」とありますが、その中で、私の主観なんですけど、やはり、どうも、義務という言葉が軽視されているというような気がします。

国の施策とか指針を見ているとそうなっているんで、そういった言葉をもっと少し言葉として生かして欲しいと思う。

会長

2ページの1番下の文を強めるような感じで文章化してほしいということでしょうか。

いかがでしょうか。

そういう意見もあるんですね。

D委員

例えば、寝たきりの要介護度5の人が、食事介護を受けないと生活できない人がいますが、今の法律では、保険料を滞納していると給付が差し止められる。

義務を果たしていないから、介護は必要だけれどもサービスはしませんよということになり、そしてその人は死んでしまう。

その死ぬことも保険料を滞納した人が悪いのだという議論も出てきてしまう。

だから、私は、義務という言葉も、やはり、非常に危ういものだと思う。

ですから、基本的に人権として何を保障すればいいのか、これは生存権に

関わることですが、義務というところからくると、保険料を払っていないのだから年金がないのもあたりまえだとか、死にそうになっても介護が受けられないのはあたりまえだということにつながってしまう。

そうなる、人権の議論と義務の議論は、どういうふうに整理するのかということは、ここで義務を強調してしまうと、人権の議論は危うくなってしまう。

だから、義務を強調することは、注意すべきだ。

憲法議論からいうと、義務はそんなに規定されていない。

今の社会状況では、かつての農村型社会のときであれば、みんなが支えあっていたわけで、今日は堀ざらえだといわれれば、それはある意味では義務であったが、今は都市型社会に変わったために、みんなで支えあおうといても、何いつてんだといってみんな出てこない。

そうなる、義務を果たしていないという議論になってしまう。

この場合、一人ひとりでは支えきれなくなって、今の社会にポンと出されてしまっ、あとは、自己責任であるとされてしまう。

自己責任といっても、生身の人間は病気もするわけですが、きちんと社会保障がサポートしないと大変なことになってしまう。

そういう意味でも、義務ということに関して、権利を主張するなら義務をという議論がいよいよ出てくるのだが、私たちが今、ここで、人権について宇都宮市が考えなければいけないのは、そういう状況があるわけで、今までは支えてくれる人がいた、年寄り家族が支えていたが、それは、ある意味では義務であったが、若い世代が年寄りを残していなくなってしまう今の時代の中で、人権ということをどういうふうに位置付けていくのかということとは、もっと重要なテーマであると思う。

義務の議論と権利の議論を抱き合わせですることは、注意を要することだ
と思う。

A委員 憲法をみてみますと、第2章に国民の権利及び義務がありますけれども、
2ページの中段にあります第11条というのは、どちらかという、権利の
総論的なものとなっていて、第12条では、権利を利用する責任と濫用の禁
止を規定しているが、これは、後にでてきますが、教育を受ける義務とか、
勤労の義務とかがありますけれども、いわばここは、義務の総論的な部分で
はないかという感じがします。

ですから、2ページの(1)「人権とは」の中では、第12条が抜けているの
で、これも網羅すれば、ある程度、今議論していることも判ってくるのでは
ないでしょうか。

最初に頂いた資料では、「人権が尊重される社会とは、自分の人権のみな
らず、他人の人権についても正しい理解を持つとともに」という形で文章化
されていた。

端的には義務という言葉は使ってはいませんが、こういった形で入れてい
けば両方とも網羅できるのではないかと思います。

会長 J委員、どうですか。

J委員 義務ということばではなくて、やはり、今、本来やらなければならない、
人間としての部分、それが非常に、色々な意味で、軽視されているという傾
向があったものですから、言葉の中でも、もう少し判りやすいような表現が
あってもいいのかなということを、私は考えていました。

D委員のおっしゃることもよくわかります。

国、県の指針、施策を見ても、なかなかそのことが具体的に見えていない
ものとなっている。

会長

全体を流れている人権問題に関するポイントは、国際的潮流と国内的な流れと合わせてみると、少数者の権利擁護の強化、少数者の権利の強化、ここにポイントがある。

そうしますと、少数者がどんどん意見を述べて、それに対して多数派、あるいは全体が対応するということになる。

そういうことによって人権を前進させていこうということが今の流れである。

かわいそうだから面倒を見てあげようということではなくて、先ほどD委員が例にあげた面倒をみられる寝たきりの人が、どんどん自己主張をしているということに意味がある。

当然の権利として養われている、与えられているという観点から、人権問題に対処しているというのが今の流れであると思う。

だから、権利と義務ということがあったときに、ここでは、義務を出すのは特別必要ではなくて、権利の方を強調することが重要ではないかと私は考えていますが、いかがでしょうか。

B委員

J委員がおっしゃった、義務に関するご意見の背後には、いろいろなものが、たぶん学校の中で、保護者の欲求、要求とかいうものがありなのかと思うのですが、ここで、人権というときに、自己の権利といいますけれども、権利というよりは、むしろ、欲求というものが他者の権利を侵害するような形で、問題発生につながってくるということなのかなと思う。

自己の権利というような表現が適切なかどうかと思います。

会長

そうですね。

検討課題になりますね、

自己の権利は権利なんだが、欲望のままに動く人間とというのが問題だと

ということですね。

この件は、議論の経過で、個別的なところに影響してくる考えかただと思
います。

事務局

議論が難しくなっておりますが、私どもは、この中で、義務という言葉
敢えて使わなかったのには理由がございまして、基本的人権に対応する言葉
が義務かどうかということに疑問を感じていたからです。

むしろ、基本的人権の限界というものは、基本的人権そのものの中にあ
る、制約的なもので、例えば、濫用してはいけないという形の問題なんであ
ろうと考えております。

決して義務を履行しなさいというレベルではないということで、敢えて義
務という言葉は使いませんでした。

しかし、先ほどからの話を伺っていますと、3つ目の部分をもう少し判り
やすく、具体的に直していく必要があるのかなという気がしたところであ
ります。

会長

意見があったところは、検討していただいて、変えられるものは変えて、
変えなくてすむものは変えないということで、柔軟に対処してください。

事務局も、いろいろお考えになって作成したのでしょうかけれど、他の人か
ら見ればご意見もでてくるでしょうから。

そのための会議ですから。

事務局も気にしないで受け止めてください。

D委員

国際条約の、国連の採択というところにこだわりたいのですが、国際条
約、人権条約を批准したということの方が、国連で色々な決議を採択してい
ますよ、条約を採択していますよということで、向こう側の話ではなく、こ
の国の政府も国会に出して批准していく作業を行っている。

批准した国際条約が憲法に次ぐ国内法になる。

ですから、批准した人権条約に違反する国内の法律は、改正を余儀なくされることとなる。

だから、ここでは、批准していることに力点をおいて、国際社会の状況の説明なんですけれども、もうちょっと、私としては、国内法として機能するということも強調してほしいと思う。

それと、日本国憲法との兼ね合いを考えながら人権を考えることが必要ではないか。

つまり、人権の議論をするときに、かつてに、あれが人権、これが人権というよりも、一応国際社会において承認されている、批准されたものを、ある意味で基準として考えていきますよと、滲み出てくるように整理して欲しい。

会長

滲み出てくるような文章というのは難しいですね。

宇都宮市のモデルになったのは国の基本計画ですよ。

基本計画の流れというのは、同和問題からきている。

同和問題を解決する過程で、様々な動きがあって、同和問題のみならず色々な人権に広げていこうということで、施策としてとらえてきた。

もちろん、各分野においては、それぞれの方々が仕事をしてきたわけです。

改めて総合的に見直そうということで、ここに至ったわけです。

たぶん、そういう意味だと思うのですが、国際的な人権擁護の流れというのは、そう簡単には国内で受け入れられない。

市が掲げた「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」も、採択されたのは1965年ですが、日本で発効したのは1996年ですから、随分

と時間があつたり、議論があつて、国内のものとなつていくわけでありまして、この辺の文言をうまく文章にするのは難しいですけれども、工夫する余地はありそうですね。

時間は、あと、20分ですけれども、残りの議題もありますことから、議論はあと10分で止めましょう。

宇都宮市は、同和地区を指定していませんから、地区指定に基づく同和行政を行つてこなかつたわけですけれども、色々な意味で、皆様方にもそれなりの意識はありそうですね、世論調査の結果を見ると。

本当に何もしてこなかつたところの人たちの意識は、もっと低い感じがします。

この結果を見ますと、結構認知されていると感じます。

今は、同和問題だけではありませんから、色々な観点からご発言、ご意見等をいただくということにしたいと思います。

何かございますか。

K委員

はじめてでよくわからないのですが、市民アンケートの結果にあるように、こんなに基本的人権に対して不満をもっているとは思いませんでした。

私は、基本的人権は守られているものと思つていましたが、そうでもないのですね。

会長

皆さんの人権の意識が高くなってきているのですね。

K委員

そうですね。

そんな感じがします。

会長

女性問題一つとっても、セクハラというのも最近のものですから。

K委員

先ほどB委員もおっしゃつたように、市民の中では自分の権利と欲求

を混同しているのではないか。自分の欲求と自分の権利とを。

是非ここで、人権教育とか、啓発をすることが大切だと思う。

会長 欲求を押えることが大切ですね。

K委員 今は、自分の欲求を押えないですから。

会長 それはいえませぬ。

K委員 自分の欲求と権利がイコールであるという考え方の人が増えているのではないか。

会長 B委員さんは、教員で、若い人と接触しているから、いつも腹を立てているのではないですか。

B委員 社会生活になじみにくい、青少年に顕著な問題なのですね。
だから、もう少し自分の人としての権利を、彼らも守れないでいるということの現れではないかと思います。

会長 一番若い人に対して腹が立つのは、選挙にいかないことですね。
投票率が低いことには腹が立ちますね。
それと、調査をしたときの回収率が、20代、30代で低い。
年寄りにはたくさん回答してくれるので、回答が60歳以上に偏ってしまう。

ちょっと何かいうと、若者をばかにするなという批判が学生からくる。
それでは、今日は、最初でもありますので、ここら辺で止めておきまして、皆様方には、また、予習していただきまして、自由にご発言いただきたいと思います。

2 議事

(4) 今後の会議日程について

会長 次に、今後の会議日程について、議題といたします。

事務局 (別添資料4に基づき説明)

会長 11月の日程についてはともかく、1月は松の内から仕事をするというこ
とで、なかなか人使いが荒いですね。

以上で、審議は終了したいと思います。

ここで、福田市長さんがおみえになりましたので、ご挨拶を頂きたいと思
います。

福田市長 (挨拶)

会長 ありがとうございます。

2 議事

(5) その他

会長 以上で、本日予定されている議題については、終了いたしました。最後
に、事務局から何かありますか。

事務局 (会議録については速やかに作成するので、ご確認いただきたい旨説明)

3 閉会

会長 どうもお忙しいところご協力いただきまして、ありがとうございました。

本日はこれにて終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

【午後4時52分終了】